

# 令和 8 年度

## 第 1 回

### 糸魚川市地域公共交通協議会

### 報告事項

- 報告第 1 号 糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程の一部改正・・・ 1
- 報告第 2 号 路線バスの自由乗降区間設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 報告第 3 号 大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議の  
設置及び今後の予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

日時 令和 8 年 6 月 5 日（月）午後 1 時 30 分から  
会場 糸魚川市民会館 3 階会議室



## 糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程の一部改正

糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程	糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程
第1条 〔略〕	第1条 〔略〕
（報酬及び費用弁償）	（報酬及び費用弁償）
第2条 委員が糸魚川市地域公共交通協議会の会議及び分科会（以下「会議等」という。）に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、次に掲げる委員については、この限りでない。	第2条 委員が糸魚川市地域公共交通協議会の会議及び分科会（以下「会議等」という。）に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、次に掲げる委員については、この限りでない。
（1）～（3） 〔略〕	（1）～（3） 〔略〕
2 委員の報酬は、日額 <u>5,900</u> 円とする。ただし、学識経験者については、予算の範囲内で会長が定める額とする。	2 委員の報酬は、日額 <u>5,400</u> 円とする。ただし、学識経験者については、予算の範囲内で会長が定める額とする。
3～4 〔略〕	3～4 〔略〕
第3条 〔略〕	第3条 〔略〕
附 則 〔略〕	附 則 〔略〕
この規程は、平成28年4月13日から施行する。	この規程は、平成28年4月13日から施行する。
<u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u>	

## 糸魚川市地域公共交通協議会報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、糸魚川市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、第6条第1項に規定する委員（以下「委員」という。）及び第12条に規定する関係者（以下「関係者」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 委員が糸魚川市地域公共交通協議会の会議及び分科会（以下「会議等」という。）に出席したときは、報酬及び費用弁償を受け取ることができる。ただし、次に掲げる委員については、この限りでない。

- (1) 国、県、市の行政機関の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 委員の報酬は、日額 5,900 円とする。ただし、学識経験者については、予算の範囲内で会長が定める額とする。

3 委員の費用弁償の額は、交通費実費相当額とし、その算出については次により行う。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 公共交通機関（市内路線バス、JR）を利用する場合は、実費を支給する。
- (2) 私有自動車等を利用する場合は、片道単位での実測距離×2（往復分、1キロメートル未満は切捨）に車賃相当額（市内の場合は1キロメートル当たり25円、市外の場合は1キロメートル当たり37円）を乗じて得た額を支給する。ただし、片道2km未満は支給しない。

4 関係者の出席を求めた場合は、前第1項から第3項の規定を準用する。

(その他)

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

## 路線バスの自由乗降区間の設定

### 1 目的

利用者ニーズに合わせ自由乗降区間を設定することにより、利便性の向上を図る。

### 1 運行事業者

糸魚川バス株式会社

### 2 自由乗降区間を設定する系統と区間

(1) 西海線（来海沢～中央大通り～糸魚川中学校）

上羽生バス停から上羽生南バス停までの区間を新たに設定

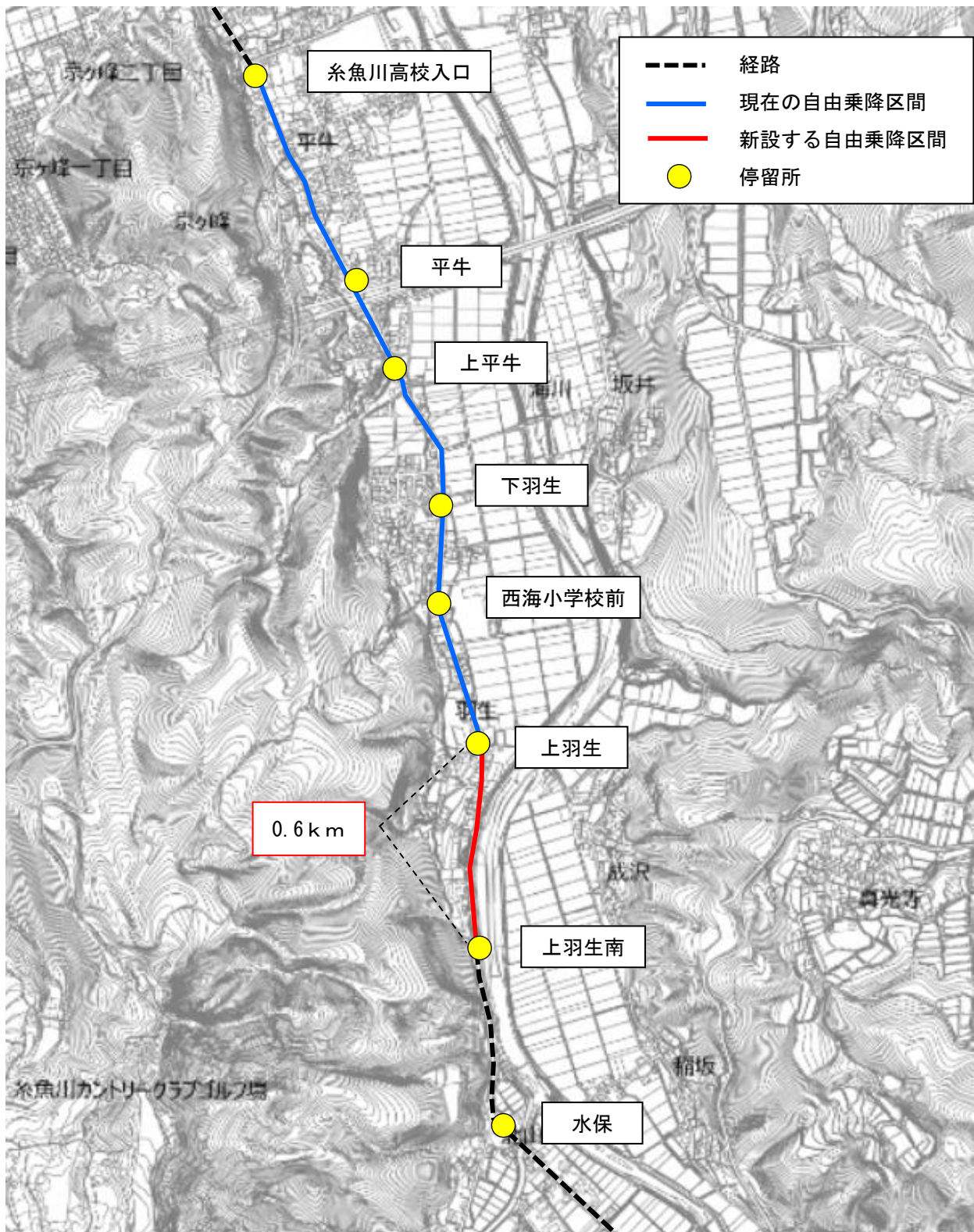
(2) 早川線（笹倉温泉～竹ヶ花～糸魚川総合病院、焼山温泉～竹ヶ花～糸魚川高校入口～中央大通り～糸魚川駅日本海口、笹倉温泉～竹ヶ花～糸高～中央大通り～日本海口）

土塩バス停から寒い谷バス停までの区間を新たに設定

### 3 実施期日

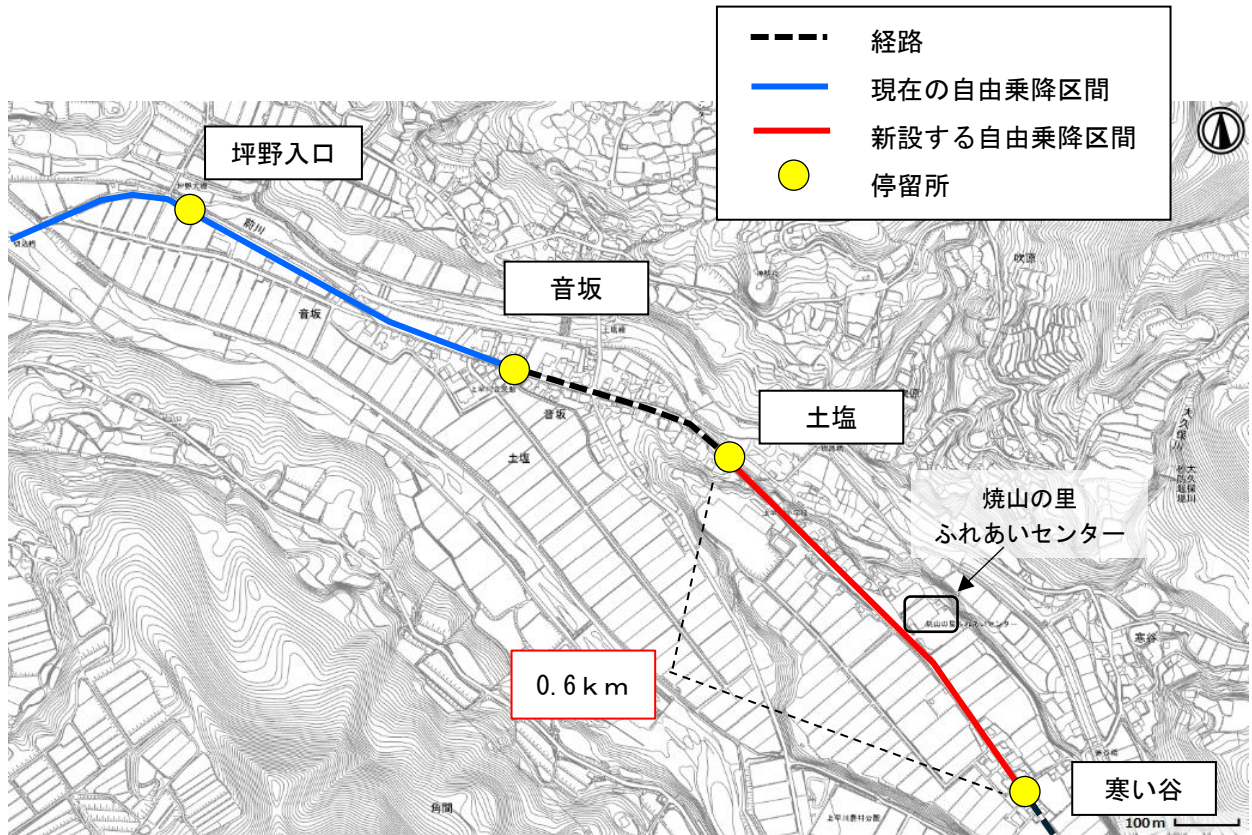
令和8年6月20日（土）予定

(1) 西海線 (来海沢～中央大通り～糸魚川中学校)



現在の自由乗降区間  
糸魚川高校入口～上羽生

(2) 早川線 (笹倉温泉～竹ヶ花～糸魚川総合病院、焼山温泉～竹ヶ花～糸魚川高校  
 入口～中央大通り～糸魚川駅日本海口、笹倉温泉～竹ヶ花～糸高～中央大通  
 り～日本海口)



現在の自由乗降区間  
 糸魚川東中学校前～新町北  
 新道～音坂

## 大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議の 設置及び今後の予定

### 1 経過

期日	内 容
H31. 2	「大糸線活性化協議会」設立
R4. 1	大糸線利用促進輸送強化期成同盟会の中に「振興部会」設置
R6. 3	第5回振興部会にて、本格的な利用促進・利便性向上策に取り組み、実施後一定期間内に持続可能な路線としての方策を取りまとめることを合意・表明
R7. 10	第10回振興部会にて、新潟・長野両県より、R8年度から公式な会議体を開き、大糸線の持続可能な路線としての方策について、年度内の取りまとめを目指すことを公表

### 2 今後の予定

年度	R7			R8												
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
同盟会 振興部会 【課長級】			第11回 振興部会 ・別の協議体で の議論が必要	同盟会 総会 ・別の協議体での議論 合意												
大糸線検討会議 (任意) 【副村長・副市長級】				4/28① ・基調講演 ・現状と利用促 進の取組共有 ・沿線自治体の 思い表明	6/1② ・課題の整理と 現状分析 ・住民ニーズの 確認	2回程度 開催										
大糸線検討会議 (法定) 【副村長・副市長級】									1～4回程度開催							

#### (1) 振興部会【課長級】

2年間の本格的な利用促進策・利便性向上策の取組の後、令和8年度からは新たな協議体へ議論の場を移行

#### (2) 大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議【副村長・副市長級】

任意協議会として沿線地域の現状・分析・目指す姿等について、具体的な議論を開始

#### (3) (仮称) 大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議【副村長・副市長級】

任意協議会から法定協議会へ改組し、法定計画の策定を目指す。

### 3 組織の構成

#### (1) 大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議（任意）

県	新潟県、長野県
沿線市町村	糸魚川市、小谷村
事業者	JR 西日本
その他	学識経験者
オブザーバー	白馬村、大町市、国土交通省北陸信越運輸局、JR 東日本

#### (2) (仮称) 大糸線（糸魚川・南小谷間）沿線地域公共交通検討会議（法定）※協議中

県	新潟県、長野県
沿線市町村	糸魚川市、小谷村、(白馬村)、(大町市)
事業者	JR 西日本、JR 東日本
国	国土交通省北陸信越運輸局
その他	交通事業者、道路管理者、公安関係者、観光関係者、利用者団体、学識経験者
オブザーバー	(白馬村)、(大町市)